

次世代空モビリティひょうご会議設置要綱

（趣旨・目的）

第1条 新たなサービスの展開や地域課題の解決につながることを期待される「空飛ぶクルマ」について、将来的な県内での社会実装を目指し、今後の方向性などを有識者、事業者等と意見交換するとともに、県内の社会受容性の向上・気運醸成につなげていくため、「次世代空モビリティひょうご会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（検討内容）

第2条 会議の検討内容は次のとおりとする。

- (1) 県内における将来的な利用シーン
- (2) 県内における関連ビジネスの定着に向けた環境整備
- (3) 社会受容性の向上に向けた取組
- (4) 前号に掲げるもののほか、空飛ぶクルマの活用に関し必要な事項

（組織）

第3条 会議は、別表に定める構成員をもって構成する。

2 構成員の任期は、本要綱の施行の日から令和9年3月31日までとする。

（座長）

第4条 会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。

2 座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。

3 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、企画部総合政策課に置く。

（会議）

第6条 会議は事務局が招集する。

2 構成員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

3 事務局が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（分科会）

第7条 県内各地域における社会実装を具体的に推進するため、会議に次の分科会を設置する。

- (1) 瀬戸内分科会
- (2) 但馬分科会

2 分科会は別表に掲げる構成員をもって構成する。

3 分科会の運営については、会議の規定を準用する。

(謝金)

第8条 第3条第1項及び第7条第2項に定める構成員のうち有識者並びに第6条第3項に定める者（ただし、有識者及び事務局が特に必要と認める者に限る。）が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第9条 第3条第1項及び第7条第2項に定める構成員のうち有識者並びに第6条第3項に定める者（ただし、有識者及び事務局が特に必要と認める者に限る。）が、会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条第1項に規定する構成員は次のとおりとする。

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
有識者	赤澤 宏樹	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授
	荒木 望	兵庫県立大学大学院工学研究科 准教授
	江藤 誠晃	株式会社BUZZPORT 代表取締役
	川村 昌志	公益財団法人新産業創造研究機構 専務理事
	箸本 史朗	株式会社神戸新聞社メディアビジネス局 局長
	中野 冠	慶應義塾大学大学院SDM研究所 顧問
事業者	オリックス株式会社	
	兼松株式会社	
	株式会社SkyDrive	
	全日本空輸株式会社	
	株式会社Soracle	
	日本航空株式会社	
	株式会社パソナグループ	
	一般社団法人MASC	
	丸紅株式会社	

兵庫県

(オブザーバー)

経済産業省 製造産業局
経済産業省 近畿経済産業局
国土交通省 航空局
大阪府
京都府
京丹後市
神戸市
姫路市
尼崎市
洲本市
豊岡市
養父市
南あわじ市
朝来市
淡路市
香美町
新温泉町
ひょうご観光本部

第7条第2項に規定する構成員は次のとおりとする。

【瀬戸内分科会】

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
有識者	赤澤 宏樹	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授
	箸本 史朗	株式会社神戸新聞社メディアビジネス局 局長
事業者	オリックス株式会社	
	兼松株式会社	
	株式会社S k y D r i v e	
	株式会社S o r a c l e	
	株式会社パソナグループ	
	一般社団法人M A S C	
	丸紅株式会社	
行 政	経済産業省近畿経済産業局	
	大阪府	
	神戸市	
	姫路市	
	尼崎市	
	洲本市	
	南あわじ市	
	淡路市	
団体	ひょうご観光本部	
兵庫県		

【但馬分科会】

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
有識者	赤澤 宏樹	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授
	岡本 秀一	株式会社神戸新聞社但馬総局 総局長
事業者	兼松株式会社	
行 政	経済産業省近畿経済産業局	
	京都府	
	京丹後市	
	豊岡市	
	養父市	
	朝来市	
	香美町	
	新温泉町	
団 体	ひょうご観光本部	
	コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会	
兵庫県		

第8条にて定める委員の謝金

「次世代空モビリティひょうご会議」は、空飛ぶクルマの県内の社会受容性の向上・気運醸成を図るため、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得る会議であることから、有識者の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の会長及び委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、有識者に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

構成員の区分	謝金の額
有識者（座長）	日額 16,100円
・有識者 ・第6条第3項に定める者（有識者及び事務局が特に必要と認める者）	日額 13,000円